

5類感染症への移行後の学校における新型コロナへの対応について
【学校における新型コロナウイルス衛生管理マニュアルの見直し】

- 「マスクの着用」については、先行して見直され、4月1日以降の学校教育活動に当たって求めないことを基本としているが、5類感染症への移行を踏まえ、「**学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル**」を改定し、**これまでの基本的な感染対策についても見直された**
- 具体的には、平時における学校においては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、感染症流行時等には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要

5類感染症への移行後の学校における主な対応

➤ 平時から求められる感染症対策

健康観察	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け ✓ 家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握（毎日の体温チェック・提出等は不要）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気 ✓ 十分に換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等を活用
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要 ✓ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要

※ マスクについては、平時においては着用を求めないことが基本

➤ 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること（その場合にも、着用を強いることのないようにすること）
活動場面ごとの感染症対策 各教科等、儀式的行事等、部活動、給食、登下校 等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染流行時等には、「感染リスクが比較的高い学習活動」等に当たって、活動場面に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等の対策を講じることが考えられること

➤ 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等より、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意 ◎出席停止期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」に見直し
臨時休業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応